

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <del>秘</del>	符号表示 暗 (略) 平	※ 総第 047182-002 号
	※ 第 1252 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 51-10-16 11-56
YYYY	大至急 (至急) 普通 · LTF	※ 発電係

電信課長

漢

(※印欄内は電信課記入)

大 官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 次長 参事官 北東アジア課長	主管局部課(室)名 ア北 起案 昭和 51 年 10 月 15 日 起案者 民社 電話番号 2422
--	-------------------------------------	---

協議先

秘密指定解除  
公文書監理室

在 韓国 (大使) 臨時代理大使  
総領事 代理 大 臣 発 案 外 務 省

在 釜山 (電報) 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 案 電 番 号 237

件名 旧軍人軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題

青電才1640号及び往信才1252号に關し

1. 韓国側以上書に於ては、冒頭往信1.の経緯に照

らし、我が方にとりては、遺骨引渡しに際しては、遺族の

遺骨引渡し要請に基づき韓国側が審査の上正当な

遺族であると認定し、遺骨を遺族に引渡すこと保障す

字 済

(昭和四二・七・一 改正)

る旨/明確に之れを二とが~~必要~~必要であると考へており、二年度の  
 韓国側案文については、(1)遺族おりの要請が行われたこと  
 (2)韓国側が正当な遺族であることと認められたこと(韓国側  
 案文の中身は、DOCUMENTの正当性を確認するため  
 の審査を行った旨が述べられているため、同審査の結果、正  
 当な遺族であったがどうか必ずしも明らかではない)につき  
 言及していないため、韓国側に対し、同往信の作成  
 韓国側案文を参照の上、上記二点が明確化されるよう  
 案文の修正を申し入れたい(その他については韓国側案  
 文に差<sup>が</sup>はない)。また、わが方の上書については、前回と  
 同趣旨の内容としたい。

なお、前回の韓国側口上書においては、上記二点が明  
 分かにされているとの念のため。

2. 口上書の交換は、予定通り引渡し日の前日(27日)に  
 行うよう準備したい。